

令和5年度 第3回 安城市都市計画審議会

令和6年2月1日
都市整備部都市計画課

P.1

第一部

議題 1

第三次安城市都市計画マスタープランの 中間見直しについて

【諮問】

P.2

第三次安城市都市計画マスタープランの 中間見直しについて

- 1 見直しスケジュールについて
- 2 パブリックコメント結果について
- 3 中間見直しについて（おさらい）

P.3

1 見直しスケジュールについて

P.4

1 見直しのスケジュールについて

令和4年度

- ・ 諮問
- ・ 成果指標の達成状況について
- ・ 防災指針の概要
- ・ 見直し方針について（令和4年11月）
- ・ 防災指針について（令和4年11月）
- ・ 第9次安城市総合計画の策定と合わせた計画の見直しについて
- ・ 素案の提示（令和5年8月）
- ・ 修正案提示（令和5年10月）及びパブリックコメントの実施（12月～1月）
- ・ **パブリックコメントの結果と計画への反映**（令和6年1月）
- ・ 答申（令和6年2月）
- ・ 議決（令和6年3月）

令和5年度

P.5

2 パブリックコメント結果について

P.6

2 パブリックコメント結果について

パブリックコメントによる意見募集概要と結果

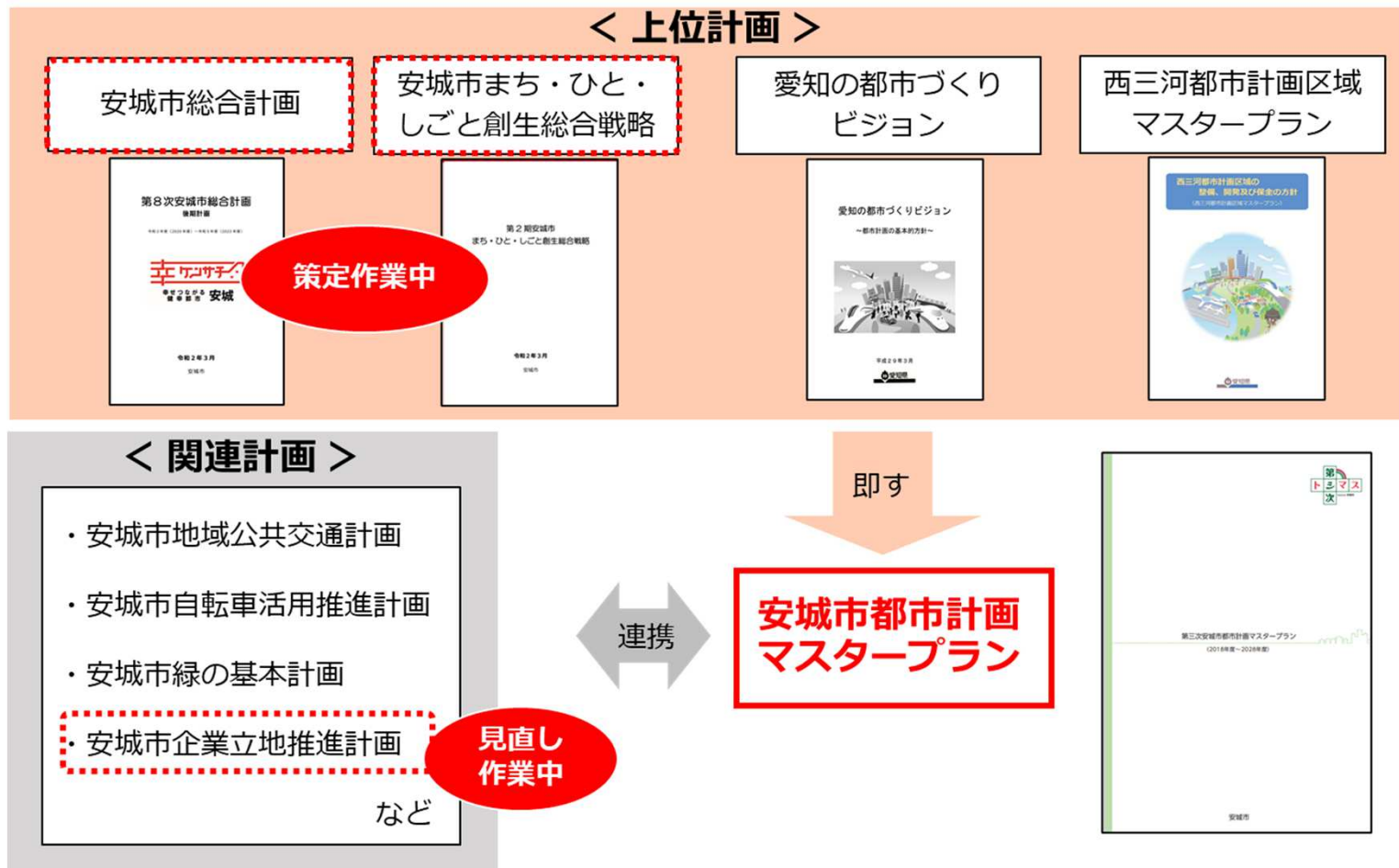
1. 募集期間
令和5年12月18日(月)～令和6年1月19日(金)
2. 閲覧場所
都市計画課窓口、市民交流センター、各地区公民館、図書情報館(アンフォーレ内)、へきしんギャラクシープラザ、安城市公式ウェブサイト
3. 意見提出件数
0件 (ご意見はありませんでした)

P.7

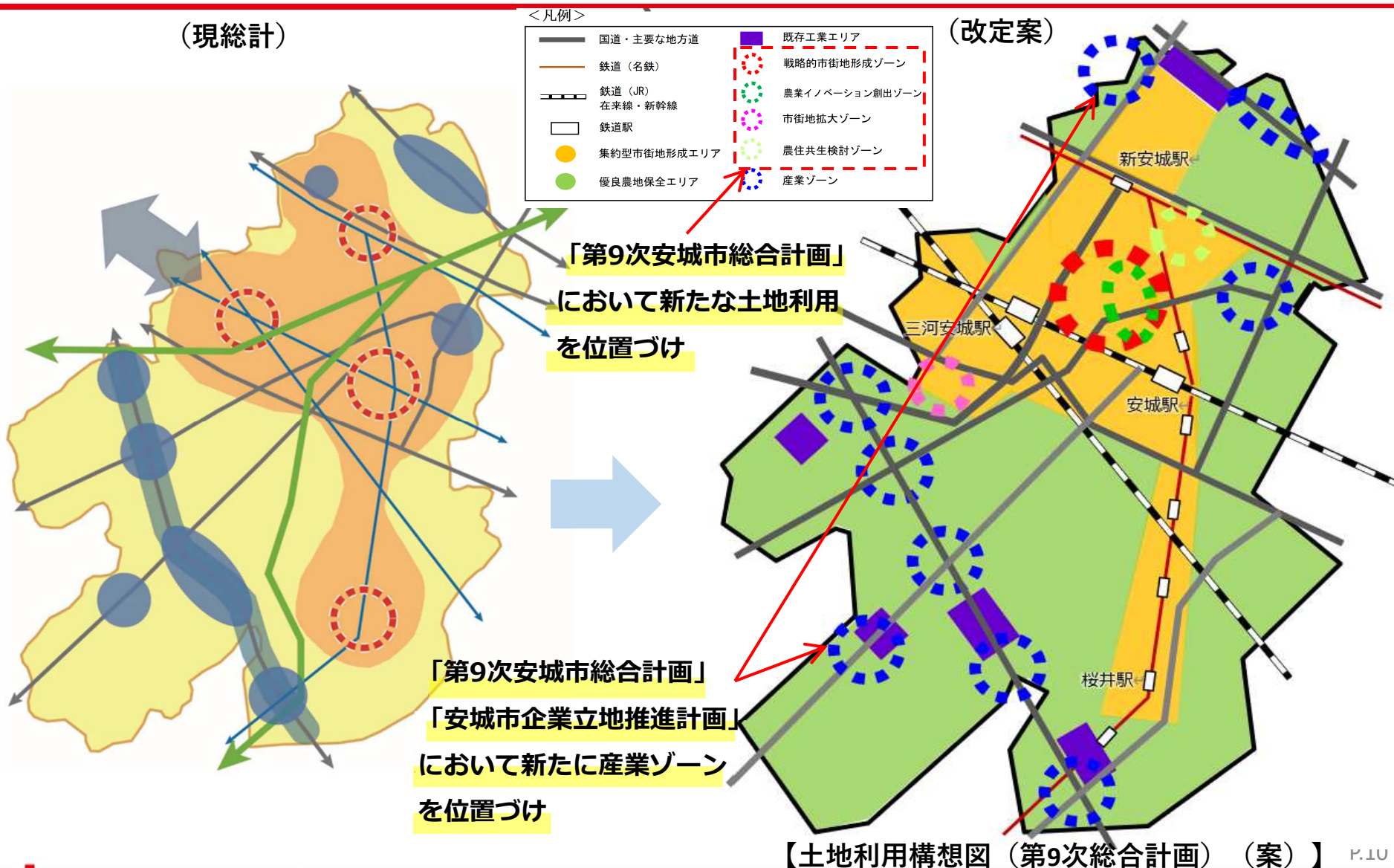
3 中間見直しについて（おさらい）

3 中間見直しについて

- 今年度、第8次安城市総合計画の改定、安城市企業立地推進計画の見直しが行われ、それらと連携する本計画も見直しを実施。

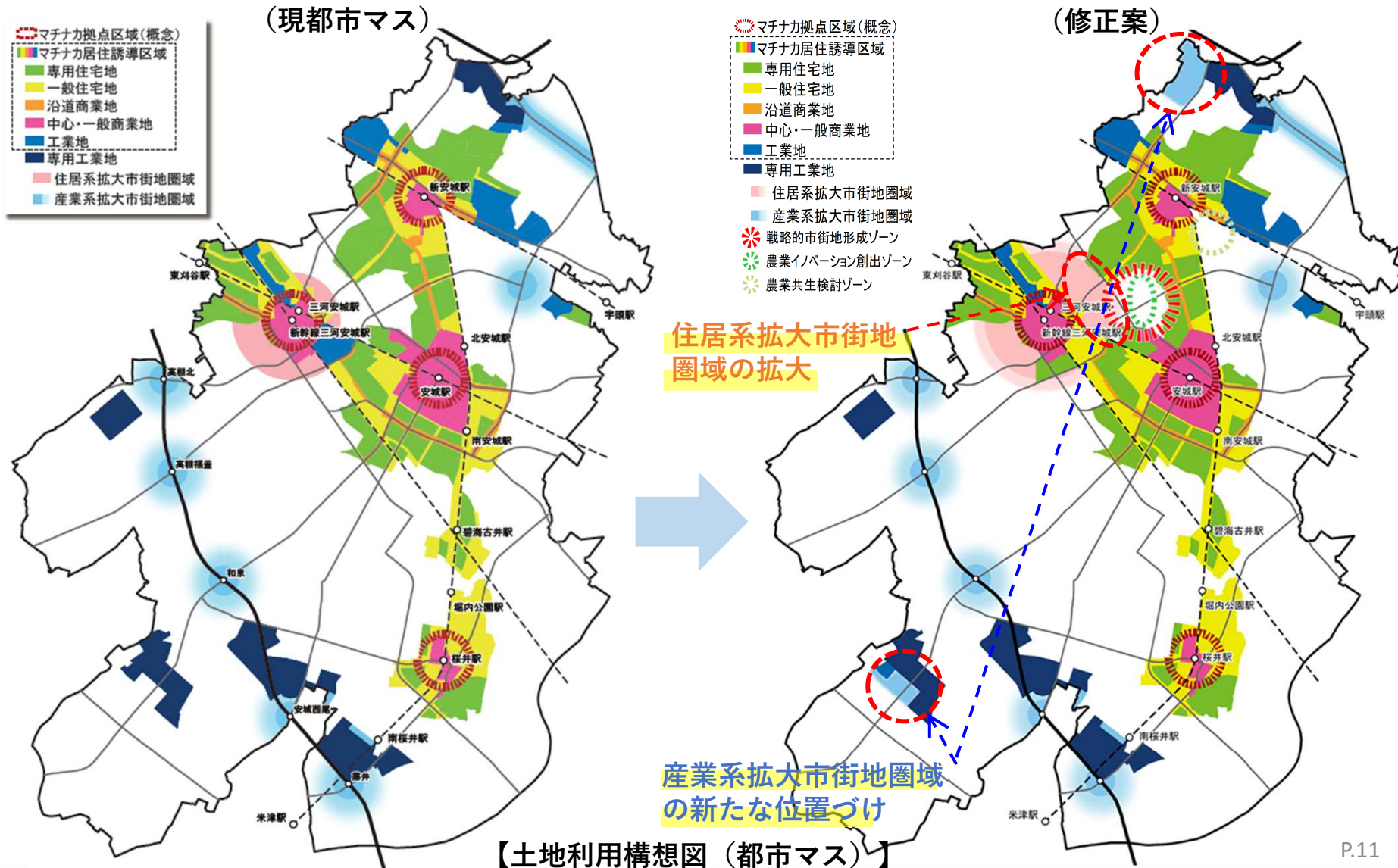


3 中間見直しについて



つながる。かなえる。健幸のまち、安城

3 中間見直しについて



P.11



つながる。かなえる。健康のまち、安城

3 中間見直しについて

【都市マスP.46】

■ 成果指標の見直し

→概ね進捗、又は達成し、順調に推移。
 一部の指標は、関連計画の改定等に
 基づき、見直し。

関連計画

- ・ 第9次安城市総合計画
- ・ 第3次安城市市民協働推進計画
- ・ 安城市企業立地推進計画
- ・ 安城市空家等対策計画
- ・ 安城市地域公共交通計画

成果 指標	みんなでまちをつくる！都市機能が便利に使える集約型都市づくり。 マチナカ居住の誘導 マチナカ居住誘導区域の人口密度 現状値 (2015年(平成27年) 98.8人/ha) を 高密度に保持 (99.9人/ha) されるよう誘導します！ マチナカ拠点の形成 マチナカ拠点区域における安心・快適な 賑わいあふれるマチナカ拠点エリアカバー率 現状値 (2015年(平成27年) 64%) を 高水準に保持 (90.5%以上) されるよう誘導します！	まちづくり
	みんなでまちをつかう！市民とともに育む持続可能な都市づくり。 賑わい空間の創出 活用可能な都市的低未利用地面積 現状値 (2013年(平成25年) 91ha) が賑わい空間として 活用 (26ha) されるよう誘導に努めます。 地域の担い手づくり 市民活動センターの新規登録団体数 (累計) ※第3次安城市市民協働推進計画指標 2024年(令和6年)4月1日時点から 増加 (2031年度(令和13年度)184団体) するように努めます。	まちづくり
	みんなで生きる力をつくる！活力と活気で賑わいあふれる都市づくり。 産業の確保 産業用地 ※産業活動として活用される用地 現状値 (2013年(平成25年) 254ha) から 向上 (304ha) するよう誘導に努めます。 産業の拡大 市内総生産額 ※第9次安城市総合計画指標 現状値 (2020年(令和2年) 12,961億円) から 向上 (2031年度(令和13年度)14,843億円) するよう誘導に努めます。	活きる力 をつくる
	みんなで安心をつくる！安全・安心に暮らせる都市づくり。 地域コミュニティの維持・活性化 市民活動センターの新規登録団体数 (累計) ※第3次安城市市民協働推進計画指標 2024年(令和6年)4月1日時点から 増加 (2031年度(令和13年度)184団体) するように努めます。 安心を生み出す市街地形成 適切に管理されていない戸建住宅の空き家 件数 ※第9次安城市総合計画指標 現状値 (2022年(令和4年) 133件) から 改善 (2031年度(令和13年度)60件) されるよう誘導に努めます。	安心・ 安全
	みんなで心地よさをつくる！人と自然が共生する都市づくり。 緑地の保全 市内の緑の面積割合 ※安城市緑の基本計画指標 現状値 (2015年(平成27年) 47%) から 減少が抑制 (46%) されるよう誘導に努めます。 公共交通網の維持・適正化 公共交通利用者数 ※安城市地域公共交通計画指標 現状値 (2021年(令和3年) 1,206万人) から 向上 (1,686万人) するよう誘導に努めます。	心地よさ をつくる
	進捗 指標 20年、30年後を見据えた将来都市構造の 誘導状況への高与を想定する進捗指標 マチナカ居住の誘導 マチナカ居住誘導区域の人口 マチナカ拠点における施設立地誘導 マチナカ拠点区域におけるマチナ カ拠点を誘導すべき施設の立地数	これから10年の視点に立った都市づくりの 基本目標達成への高与を想定する進捗指標 都市の骨格をつくる方針 都市計画道路の整備状況 下水道の整備状況 都市の骨格をつくる方針 公園・緑地の整備状況 市街地の整備状況



つながる。かなえる。ケンサチ 健幸のまち、安城

3 中間見直しについて

■防災指針の追加

●ハザード情報と都市計画情報からリスク等を分析、課題を抽出し、取組方針を整理。

→ 防災指針とりまとめ

第5章 防災指針 【都市マスP.38】

1. 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

様々な災害のうち、洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定され、また、地震については、影響範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もあります。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

このため、立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けることとされています。(都市計画運用指針)

本計画の防災指針についても、居住誘導区域を対象とすることを基本とし、上記の考え方を踏まえるとともに、国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」(令和5年3月改訂)に示された防災指針の検討フローを基本に整理します。

2. 課題と取組方針

(1) 災害リスク分析

本市において想定されている災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、下図に示す視点により災害リスクを分析しました。

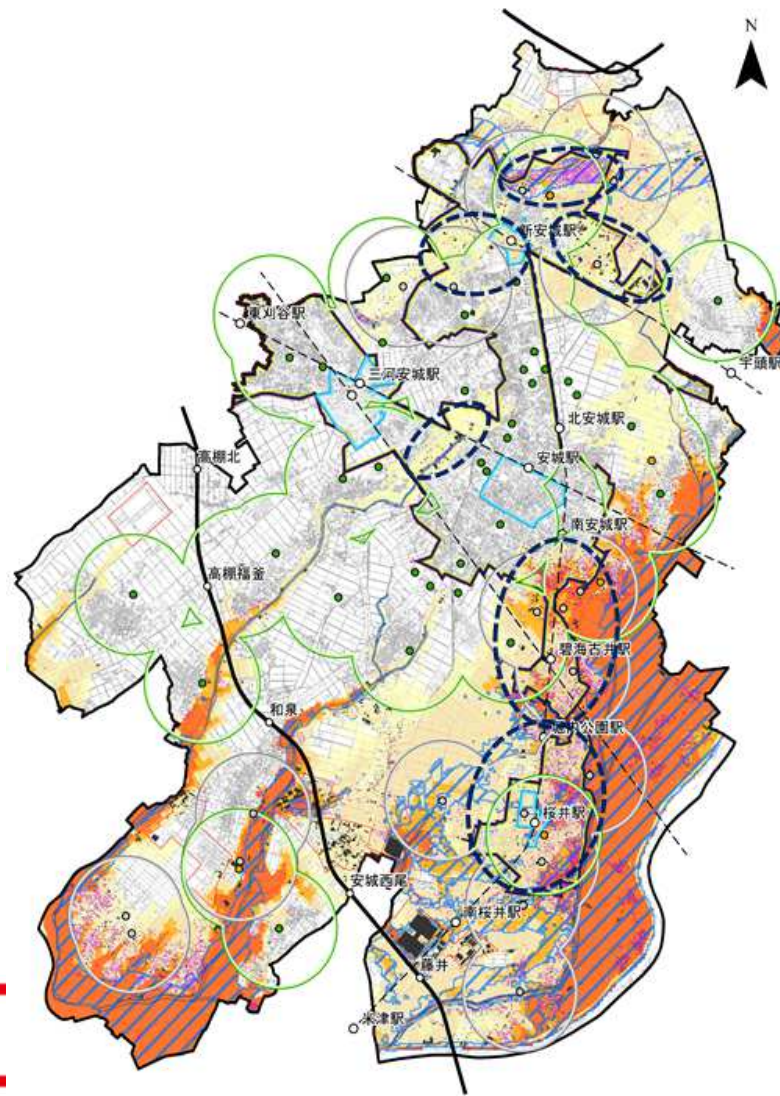
災害ハザード情報	都市情報	分析の視点
浸水深 (洪水、高潮、津波、内水)	避難施設分布	避難施設を活用できるかを確認
家屋倒壊等危険想定区域 (河岸侵食、氾濫流)	建物分布	水平避難が可能かを確認
浸水継続時間(洪水)	人口分布	浸水により屋外への避難が困難になる地域を確認
土砂災害		垂直避難が困難で早期の避難が必要とされる建物の分布状況を確認
		浸水被害を受ける地域において、多くの人が影響を受ける地域を確認
		被害が生じる恐れがある建物の分布状況を確認

①浸水深と人的被害のリスク

浸水による人的被害のリスクを評価する。浸水深が1m以上ある場合は、一般的に家屋の1階が浸水する浸水深5m以下、2階以下が浸水する浸水深3m以上である場合、1階への垂直避難が困難な状況が生じる恐れがある。

浸水深	想定される被害等
5.0 m~	一般的な家屋の2階が水没する
3.0 m~	一般的な家屋の2階床下部分に相当し、浸水深3mを上回ると2階への垂直避難が困難になる
2.0 m~	人の背丈を超える浸水深となる
0.5 m~	屋外への避難が困難となり孤立する可能性がある

立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)より



幸

成